

議題1 公民館の夜間開館利用の拡充（案）について

10月29日（金）開催の前回（第2回）の公民館運営審議会で、委員の皆様からご承認をいただきました「令和8年度公民館事業実施方針について」ですが、下記の事業について利用可能時間を拡充することを検討しております。

令和8年度公民館事業実施方針について

（3）個人学習支援事業

市民の個人学習の推進を図るため、公民館事業に差し支えない範囲で、個人学習の場の提供を行う。

現在、個人学習室を常設している施設は、中央公民館、そうふけ公民館、本埜公民館で、小林公民館、印旛公民館においては、個人学習室を常設していないが、当日の空き部屋を個人学習の場として利用できるよう配慮することで、施設全体の各部屋を有効活用している。

現在の個人学習支援事業は、各公民館とも9時から17時までの利用としておりますが、令和8年度以降は各公民館の夜間開館（週2回17時から21時まで）においても利用できるように事業の見直しを図るものです。

<参考>各公民館の夜間開館している曜日

中央公民館、小林公民館、そうふけ公民館 水曜日、土曜日

印旛公民館 木曜日、金曜日

本埜公民館 火曜日、木曜日

◆事業を見直す目的や効果等について

学習や自己啓発目的で利用したい市民（特に忙しい現役世代や大学生、高校生など）に対して、アクセス可能な時間帯で学びの場を提供することで、市民満足度の向上及び社会教育・生涯学習を推進するうえでも、積極的に活用していただき、これにより公民館全体のさらなる利用促進を図る。

◆今後の展開について

市広報、市ホームページ、市公式SNS（X・LINE・Instagram）等の周知を十分に行い、令和8年度の早期実施を目指したいと考えております。

なお、個人学習支援事業の利用状況など結果に基づき、公民館の利用者が増える新たな事業を検討してまいりたいと考えております。

